

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

---

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

---

■特定費用準備資金の目的外取崩しについて

今回は、特定費用準備資金の目的外取崩しについて御説明します。  
特定費用準備資金は、積立目的以外で資金が必要になった場合には、法人自らが定めた手続に従って取り崩すことが可能です。規定の仕方については、以下の Q&A（広報資料「特費のすすめ」を元に作成）をご覧ください。

- Q. 当法人には定款等に、積立目的以外で特定費用準備資金を取り崩す場合に必要な手続きに関する定めがありません。どのように規定すればよいでしょうか。
- A. ここでは、理事会決定の根拠を定款に求める例を紹介します。定款又は理事会決定に関する規程に取崩しの手続きが定められていることが重要です。

<定款>

第〇条 特定費用準備資金及び資産の取得又は改良に充てるために保有する資産その他の特定資産の積立て及び取崩しについては、理事会において別に定める特定資産管理規程によるものとする。（※）

<特定資産管理規程>

第△条 特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会の承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

※資産取得資金も同様に目的外取崩しが可能ですので、上記の定款例は、資産取得資金も含めています。

上記 Q&A を含め、特定費用準備資金の積立例などを御紹介した広報資料「特費のすすめ」については、以下リンク先、公益法人 information 令和 4 年 6 月 14 日付「内閣府からのお知らせ」からご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

=====  
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。  
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから  
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>  
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>  
=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。